

日本李登輝友の会「2013 政策提言」

平成 25 (2013) 年 3 月 24 日

会 長

小田村四郎

副会長

岡崎久彦 加瀬英明 黄文雄 田久保忠衛 中西輝政

はじめに

国交のない日本と台湾は、日本側は外務省と経済産業省の所管の公益財団法人である民間機関「交流協会」を、台湾側は外交部所管の「亜東関係協会」をそれぞれの窓口として経済、社会、文化などの分野における「非政府間の実務関係」を続けている。

日台関係は一切の法的裏付けがないという不安定さの中で辛うじて「実務関係」を維持している状態であり、現在、日台の交流に安全保障分野は含まれていない。

最近中国は、急速な経済発展を背景に海軍を中心とする軍事力を急激に増大させ、強引な方法で海洋への進出を目論んでおり、アジア・太平洋地域における最大の脅威となった。この中国の強引な拡張を抑止するには、中国の海洋進出を扼す上で最重要の位置に存在する台湾と日米同盟の協力が不可欠である。

このように、日台は運命共同体という関係にありながら、我が国は台湾問題について主体的な関与を避け、責任を回避してきた。

他方、米国は 1979 年の断交に際して台湾関係法を制定し、台湾を中国とは別個の存在とすることで、台湾との外交を行うための法的根拠を保持している。

今後、さらに緊張が高まることが予想される台湾周辺において我が国が負担と犠牲を避ける無責任な態度をとり続ければ、日米同盟の絆が弱まることは避けられず、アジア・太平洋地域の平和と安定が失われ、ひいては我が国の国益が大きく損なわれことは必定である。

このような事態を防止するには、我が国においても、台湾関係法に基づいて、安全保障を含む台湾との緊密な関係を維持している米国の政策との整合性を有する台湾政策を策定し、推進する必要がある、その裏づけとなる「日台関係基本法」の整備は急務となっている。

また、今年 1 月 18 日、安倍晋三内閣総理大臣が「外交 5 原則」で示した「海は法とルールで支配するところではなくてはならない」「海を力の支配する場としない」等の原

則を実現するためにも「日台関係基本法」の制定を急ぐ必要がある。

日本李登輝友の会では平成 24 年度に「日台関係基本法に関する研究会」を発足させ、3 月 13 日までに 9 回の研究会を重ねた。当日の研究会で採択された本政策提言は、その後、理事会及び総会の承認を得て確定された。この政策提言は、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ衆・参両院議長、外務大臣などの関係大臣に提出されるとともに日本李登輝友の会のホームページ上などで公開される。

これまでの研究会には、川村純彦（座長）、石川公弘、梅原克彦、金田秀昭、小林正成、澤英武、濱口和久、藤井巖喜、三宅教雄、宗像隆幸、林建良、連根藤、柚原正敬（事務局長）の各氏が参加し、参考資料については、平成国際大学の浅野和生教授と日本李登輝友の会の林建良常務理事に執筆頂いた。

【日米台の安全保障等に関する研究会 座長 川村 純彦】

参考資料 1 : 「光華寮最高裁判決に寄せて一日中友好の名の下に司法は屈したのか」
平成国際大学教授 浅野和生

参考資料 2 : 日本版台湾関係法の制定を急げ—中国の勢力拡大を防ぐ第一歩
日本李登輝友の会常務理事 林建良

2013 政策提言

我が国の外交・安全保障政策推進のため「日台関係基本法」を早急に制定せよ

国交のない日本と台湾は、日本側は「交流協会」、台湾側は「亜東関係協会」をそれぞれの窓口として「非政府間の実務関係」を維持している。日本はその出先機関として台湾に「日本交流協会台北事務所」を設け、台湾は「台北駐日経済文化代表処」を設けている。

いずれも大使館とほぼ同様の機能や権限を持つものであるが、台湾は外交部（外務省）が所管する機関であるのに対し、日本は外務省と経済産業省の所管である「公益財団法人」という「民間機関」であり、所掌業務は、人員、船舶、航空機の出入国、在留、経済、投資等の国家主権に関わる事項に限られ、政府間の接触は外務省の方針により制限されている。

このように「民間機関」を通じて経済、社会、文化など必要最小限の実務関係が維持されているとは言え、日本政府はこれらの項目以外の分野の交流は抑制している。

日本は米国のような「台湾関係法」を制定していないため、日台関係は一切の法的裏付けがないという不安定の中で辛うじて「実務関係」を維持している状態であり、当然のことながら日台両国の交流に安全保障分野は含まれていない。

このような状態は実質上の外交放棄であって、国家として無責任との謗りは免れないが、その原因は台湾との交流を規定する基本となるべき法律がないことに帰結する。

日台間の交流に確たる法的基盤がなければどのような事態が予測されるであろうか？ 極論すれば日本政府が中国からの抗議を極端に恐れた場合、日台間の交流が途絶する可能性すらある。

最近の中国は、急速な経済発展に支えられて海軍力を中心とした軍事力の拡大を図りつつ強引な海洋進出を試みており、アジア・太平洋地域の平和と安定にとって最大の脅威となっている。具体的な戦略として、中国は東シナ海と南シナ海を「中国の海」として囲い込み、さらに兵力を太平洋へ展開させることを狙っている。

一方、我が国にとって、中国海軍の外洋進出の出入口にあたる南西諸島の防衛は、中国の意図を抑止する上で最も重要な課題の1つであるが、中でも列島線の南端に位置する台湾の帰趨が対中戦略の成否の鍵を握っていることを見落してはならない。

このような情勢の中で、安倍晋三首相は1月18日、ASEAN外交に臨む「5原則」を公表し、日米同盟の強化や法の支配の重要性を訴え、海洋進出を強める中国を牽制する方針を示した。

5原則は、①自由や民主主義、基本的人権など普遍的価値を拡大すべし、②公共財である海洋は力ではなく法が支配すべきで、アジアと太平洋に重心を移しつつある米国を歓迎、③自由でオープンな経済によって貿易や投資の流れを進め、日本とASA

Nが共に繁栄、④文化の繋がり の充実、⑤未来を担う世代の交流促進という原則で成り立っている。

このように安倍政権の外交・安全保障政策の基本は、日米同盟を基軸に価値観を共有するASEAN等の諸国と協力して中国の独善的な行動を抑止し、地域の平和と安定を図ることにある。

重要なことは、この5原則においては台湾についての直接の言及はないものの、これらの原則の推進において、台湾を除外しては実現できないことが明らかなことである。

このような認識の下に、岸田文雄外務大臣も交流協会の台湾情勢誌「交流」1月号の「交流協会設立40周年を祝して」と題する祝辞の中で、「台湾は、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーです」と日本の台湾に対する位置づけを明確に示し、また「日台間の深い友情と信頼関係を支えているのは、民主、自由、平和といった基本的価値観の共有」であると述べ、安倍政権の台湾政策と新しい外交5原則との整合性を示した。

台湾は自由、民主主義、人権、法治といった基本的価値観を我が国と共有する民主主義国家であり、台湾人の圧倒的多数は中華人民共和国とは別個の存在である独立した現状の維持を望んでいる。台湾が自由と民主主義を基調とする国家であり続けることは我が国にとって重要な国益であり、台湾人の意に反して台湾の現状を力で変える試みには断固として反対すべきである。

台湾の戦略的価値を理解する上で重要なことは、台湾周辺海域の安定が我が国のシーレーンの安全確保だけでなく、確実な対米核抑止力獲得を狙って南シナ海への展開を図る中国ミサイル潜水艦の配備阻止、即ち米国の核の傘の信頼性の確保に関しても重要であり、台湾の協力なしには実現不可能という現実である

今後は、いかにして日米同盟と台湾の協力を実現し、強化するかがアジア・太平洋地域の平和と安定、ひいては我が国の安全保障の鍵を握っていると言えよう。

我が国のシーレーンと南シナ海を扼する要衝に位置する台湾の戦略的価値は、日米同盟の将来、ひいては我が国の命運を左右すると言っても過言ではなく、我が国の安全と地域の平和にとって、日米同盟と台湾の協力は不可欠である。

一方、米国は1979年の断交に際して台湾関係法を制定し、台湾を中国とは別個の存在とすることで、台湾との外交を行うための法的根拠を与えている。また、同法において「同地域の平和と安定は、合衆国の政治、安全保障および経済的利益に合致し、国際的な関心事でもあることを宣言する」(第2条)と明文化するとともに、防御的な性格の武器や役務の台湾への供与(第2条B項)及び台湾有事の際には米国政府がしかるべき行動をとる(第3条C項)ことを義務付けている。

現在、日米同盟に基づく米国のプレゼンスによってアジア・太平洋地域の安全が保

障されている。台湾関係法により台湾は実質的に米国の同盟国となり、我が国とも間接的な同盟関係にある。

日本と台湾は運命共同体とも言うべき関係にありながら、我が国は戦略的に重要な台湾及びその周辺海域の防衛について、中国への過剰な配慮から米国の台湾関係法と台湾の人々の親日感情に甘えるばかりで、主体的な関与を避け、責任を回避してきた。

今後、さらに緊張が高まることが予想される台湾周辺において、我が国が負担と犠牲を避けて無責任な態度をとり続ければ、日米同盟の絆が弱まることは避けられず、その結果アジア・太平洋地域の平和と安定が失われ、ひいては我が国の国益が大きく損なわれることは必定である。このような事態を防ぐには、我が国においても同盟国である米国の台湾政策との整合性を保つ必要があり、そのための法律の整備は急務である。

我が国が毅然とした対中政策を打ち立てるには、台湾との基本関係を定める法律が不可欠であり、安倍首相が「外交5原則」で示した構想を実現するためにこそ、下記の項目を骨子とする「日台関係基本法」の制定を急ぐべきであると考える。

記

- ① 緊迫するアジア・太平洋地域において、我が国と台湾の関係は、もはや現行の経済、社会、文化などに限定した民間の実務関係だけで律することは極めて困難となっており、交渉相手としての台湾の地位を法的に明確に規定するとともに、台湾との総合的な外交を行うための根拠法規を定める必要がある。
- ② 我が国の国益増進及びアジア・太平洋地域の安定と繁栄のために自由、民主主義、人権、法治等の共通の価値観を基に、平等互惠を原則とする日台間の関係を発展させることを目的とする。
- ③ 平和的手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、いかなるものであれ、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と安全に対する脅威となるものであり、我が国にとっての重大関心事であることを宣明する。
- ④ 我が国は、「台湾関係法」に基づく米国と台湾の関係を支持するとともに、海洋を「力」ではなく「法」が支配する自由で開かれた「公共財」として保障するため、日米同盟を主軸に台湾と協力する。

光華寮最高裁判決に寄せて一日中友好の名の下に司法は屈したのか

平成国際大学 教授 浅野 和生

光華寮裁判は、台湾側の実質的敗北で幕となった。平成 19 年 3 月 27 日の最高裁判決には、日中友好の名の下に司法が政治に屈したのではないか、という懸念の声があがった。判決主文は、「原判決を破棄し、第 1 審判決を取り消す。本件を京都地方裁判所に差し戻す」というものであるが、要するに昭和 42 年 9 月 6 日に光華寮裁判が提訴されてからこの日までの訴訟経過の全てが否定されたようなものである。そして 40 年に及ぶ裁判の結末は、中国と日本の外交関係という高度な政治問題が司法に影を落としてきた事実と、日中国交正常化当時の日本政府の準備不足、そしてその後の政府の長きにわたる無策ぶりを白日の下に晒すことにもなった。

◆「毛沢東万歳」の垂れ幕

光華寮は、元はといえば第 2 次世界大戦末期に京都大学が、中国人留学生の居住のために賃借した学生寮である。その後、サンフランシスコ講和条約が発効し、日華平和条約が締結された昭和 27 年に、当時の中華民国が買い取り、その後も中国人留学生の学生寮として供されてきた。この寮をめぐって裁判が提起されたのが昭和 42 (1967) 年のことであった。当時は、ベトナム反戦運動と日米安保条約反対など、全国の大学で学生運動が華やかに展開されていた時代である。また、中国は文化大革命の真っ只中で、これと同調した日本の一部左翼学生は、毛沢東語録を持ち歩いていた。

当時、京都大学への通学路として光華寮の前を毎日歩いていたある台湾知識人の証言によれば、その頃は 3 階建ての寮から「毛沢東思想万歳」とか「中華人民共和国万歳」と大書された赤地に白文字の垂れ幕が下げられていたという。昭和 47 (1972) 年 9 月まで、日本は中華人民共和国を国家として承認していなかったから、光華寮に住んでいた「中国人留学生」というのは、主に華僑か中華民国の学生であった。

当時の中華民国は蒋介石の時代であり、しかも 70 年前後といえど中華人民共和国の外交攻勢にさらされて、蒋介石政権は国際的地位を保つために腐心しており、強硬な反共政策を採用していた。したがって、中華民国からの留学生が前述の垂れ幕が下がる寮に住むことは、帰国後の進学や就職に不利になる危険があったはずである。しかし、寮にいた左派留学生は、せつかく占拠した寮を守るために居住者を増やそうとし、1 日に 1 回みんな一緒に毛沢東語録を朗読するという条件で入寮者を勧誘していた、と当時を知る人は証言している。

実は、中華人民共和国支持派の中国人学生による中華民国の建物占拠の試みは、光華寮だけが対象だったわけではない。やはり中華民国側の所有であった他のビルに対しても占拠の動きがあり、これを阻止するために京阪神在住の中華民国留学生が動員されることもあったという。

ところで、上述の状況で光華寮に住んでいた左派学生は、公然と中華民国に反旗を翻したのだから、寮の所有者である中華民国がそれら寮生に立ち退きを迫ったことは、当時としては当然だったといえよう。

◆「一中一台」の現実

今回の判決に際して、最高裁は、原告および被告に対して、去る1月22日に「原告国家として訴訟権を持つのは台湾か、中国か」についての意見を提出するように求めた。その提出期限が3月9日とされていたことに対して、台湾側は期限が短かすぎるとして延期申請をしたが拒否されたという。結局、双方とも期限までに意見書を提出し、それからわずか18日後に判決が出された。

こんなふうに判決が出せるのであれば、これほど長い裁判にはならなくてもよかったのではないか。

ところで、戦後の日本と中華民国との外交関係を定めた1952年4月28日の日華平和条約は、第10条で「この条約の適用上、中華民国の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であった者並びにそれらの子孫で台湾及び澎湖諸島において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令によって中国の国籍を有するものを含む」と定めている。さらに付属の交換公文で「本日署名された日本国と中華民国との間の平和条約に関して、(中略) この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨」が確認された。つまり、当時から日本の認識では中華民国は台湾に限定されていて、大陸を含む中国とは考えられていなかったのである。

一方、1972年9月29日の日中共同声明では、第2項で「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」としながら、第3項で「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」のに対して、日本国政府は「この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」として、中国の言い分はわかったし尊重するとしながら、日本が台湾に関して中国と同じ認識であるとは述べなかった。このことについては、翌9月30日の自民党両院議員総会で大平外相(当時)が、「日本側はこれを『理解し尊重する』とし、承認する立場をとらなかった」と明言している。つまり、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であると日本政府と

しては認めようとしなかったということである。

つまり日本政府は、日華平和条約以来、中華民国の名の下に、実は台湾と国交を維持していたのであり、日中国交正常化以後は、台湾に中華人民共和国と別の実体があることを認めてきたということである。

無論、事実として、台湾、澎湖諸島、金門島、馬祖島は 1945 年の日本の敗戦以来一貫して中華民国の主権下にあり、1949 年 10 月 1 日の中華人民共和国の成立宣言以後も、これらの地域が中華人民共和国の統治下に入ったことはない。この状況は、72 年 9 月 29 日の以前と以後とで変わっていない。

そうであれば、日中国交正常化によってそれまでの中華民国に代えて中国の唯一合法の政府が中華人民共和国とされたところで、大使館や領事館などの外交目的を有し国家主権を代表する性格をもつ建物は別として、中華民国が公有財産として従来所有してきた物件を所有し続けることは可能である。また、中華民国はそうした物件をめぐる訴訟の当事者にもなりうることに無理はない。

そして光華寮の所有権が中華民国に帰属したのが最終的に 1952 年、登記が昭和 36 (1961) 年であるから、これらは日本が中華民国と国交を維持していた時期のことである。また、訴訟が提起された昭和 42 年の時点でも中華民国が訴訟の当事者能力を持つことについて疑問はなかった。その後、1982 年の大阪高裁判決から 1987 年の第 2 次大阪高裁判決まで、日中国交正常化後であったにもかかわらず、日本の司法は中華民国の訴えを認め、被告である寮生に明け渡しを求める台湾側勝訴の判決を踏襲していた。

問題となっている光華寮が中華民国政府によって買い取られ、登記されていたこと、そしてその中華民国が、管理に服さない居住者に立ち退きを求めたという当初の訴訟の構造からすれば、台湾における中華民国の存在という客観的事実を認定すれば、この判決は国際司法の諸説からも無理のないものである。また、これは一般人の常識にも合致する。

◆中華民国＝中華人民共和国という虚構

しかし、3 月 27 日に出された最高裁の判決は、判決理由のなかで「本件において原告として確定されるべき者」、つまりこの問題で訴訟を起こせる当事者は、「昭和 47 年 9 月 29 日の時点で、『中華人民共和国』に国名が変更された中国国家というべき」だという判断を示した。最高裁判決は、この裁判は訴訟代理人、つまり台湾側の弁護士は中華民国の依頼で「中国」を代表した裁判を起こしたと認識している。その上で、日中国交正常化によって中国の代表権が中華民国から中華人民共和国へ移った結果として、自動的に中華民国にはこの裁判を継続する権利がなくなり、本来ならこの裁判

は「代表権の消滅の時点で、訴訟手続きは中断すると解するのが相当」だと判定した。

ところが、当時の京都地裁は、訴訟手続きが中断したことを看過してしまったために審理及び判決をしてしまった。さらには、その後の大阪高裁、そして再び京都地裁と大阪高裁は、第2次控訴審まで続けてしまった。つまり、最初の京都地裁が、訴訟を中断しなかったことがそもそもの誤りで、昭和47年から今日まで無用な訴訟を続けてしまったので、それはなかったことにして第1審へ戻すというのが最高裁判所の判決なのである。

以上のように、最高裁の判決は光華寮の所有権と居住者との争いという実体について触れることなく、また、中華民国が現に存在している事実について考慮することなく、ただ日中共同声明の文言に依拠して中華民国の中国代表権について判断を下したものである。

つまり、今までの裁判経過で争われてきたことの多くに触れることなく、説明を加えることもなく、2007年になってからの双方の申し立てによって、最高裁は2回の高裁判決を逆転させる判決を出したのである。まさに木で鼻をくくったような判決だが、それだけに今回の最高裁判決からは、とにかく係争40年という異常な長期裁判に決着をつけなければならないという焦燥感と、何がなんでも決着をつけるという意図が感じられる。

ところで、現在有効な日本と台湾の関係を示す法律あるいは条約、もしくは条約に類似の文書等としては先述の1972年9月29日の日中共同声明があるだけだ。それまでの日華平和条約については、同日の北京プレスセンターでの記者会見で、大平外相が「共同声明の中には触れられておりませんが、日中関係正常化の結果として、日華平和条約は、存在意義を失い、終了したものと認められる、というのが日本政府の見解」であると説明している。

一方において日本は、積極的に台湾が中華人民共和国の一部であると主張しているわけではないし、台湾が中華人民共和国とは別に存在しうるということを積極的に否定してもいない。しかし、日本は中華人民共和国を唯一の合法政府と認めた以上、「二つの中国」を認めるわけにはいかない。また、台湾は「中国」ならぬ「中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする中華人民共和国政府の主張を理解し、尊重することにしたのだから、中国がこのことを主張する場面では、日本政府はそれを「尊重」しなければならない。ちなみに、日中共同声明の「理解し尊重する」は、英文では「fully understands and respects」である。

光華寮をめぐる裁判はまさにこうした事情に沿って展開された。つまり、日本としては日中国交正常化にかかわらず台湾の中華民国の存在を積極的に否定するものではないから、従来裁判では中華民国の当事者能力を認め、さらには台湾側勝訴の判決を出してきた。しかし、最高裁判決で従来と同様の判断を示した場合、それは「二つ

の中国」や「一中一台」を認めるもので、日本政府は日中共同声明に違背して、中国の主張を尊重していないという批判を招く可能性があった。たとえば87年の台湾側勝訴の大阪高裁判決が出された直後の光華寮問題に関する鼎談のなかで、ある国際法学者は、最高裁が同様の判決を出せばこれに対して中国が「国際法に違反している」あるいは「日中共同声明」に違反していると主張し、国際紛争になるという見方を示していた（「光華寮訴訟の法的問題点」『ジュリスト』87年7月15日号）。こうした紛争を避けるために、最高裁はやや強引でも、舌足らずでも、中華民国の中国代表権を否定し、訴訟の当事者能力そのものを否認する判決を出したのだろう。

しかしむしろ、台湾の代理人側弁護士が抗議声明に述べているように、この判決が被上告人＝台湾を「旧中華民国 現中華人民共和国」という肩書きを添えて「被上告人 中国」としたことは問題である。台湾側では、小田滋氏ほか3名の代理人弁護士がこの裁判を続けてきたが、この被上告人の表示によれば、小田氏ほか3名は、「中国」の、具体的には中華人民共和国の代理人だということになる。これはまるで事実を反する。

つまり最高裁は、1972年9月に、中華民国の中国代表権が消滅して中華人民共和国に移ったので、中華民国を代表とする訴訟はその時点で存在しえなくなっていたのだと判決で述べたばかりではなく、判決書の被上告人の表示をそれに合わせた結果、現に中華民国が小田氏らに訴訟を代理させているという事実を否定してしまったのである。最高裁は、判決文に架空の事実を記載してまで、この裁判を終わらせようとしたのである。

◆三権分立の危機？

それにしても、最高裁に上告されてからだけで20年もかけてきたのだから、いまさら判決を急ぐことはせず、さらに先延ばししてもよかったのではないかという疑問がある。

従来から、光華寮裁判で台湾側勝訴の判決が出されると、中国は日本政府に対して、日本政府は裁判所に日中友好のための配慮を要求すべきだと抗議するのが常であった。これに対して日本は「わが国は三権分立の国であって、行政は司法に介入しない」と言ってきたものである。それなのに、よりによってこの4月、中華人民共和国から温家宝首相が来日する直前のタイミングで最高裁判所が台湾側敗訴の判決を出したのである。これでは、日本の司法が政府に従うものだとわざわざ表明したようなものである。

今回の日中首脳会談では、安倍首相の靖国参拝問題や歴史認識問題に対する穏便な対応、さらには北朝鮮の日本人拉致問題解決に対する協力を中国から引き出そうとい

う課題が日本側にあった。そして日中共同プレス発表の作成作業において、「日本側は当初、台湾問題への言及自体にも抵抗したが、中国が拉致問題を盛り込むことに同意したため、代わりに台湾問題について『(1972年の)日中共同声明で表明した立場を堅持する』などと日中三文書に言及する表現を入れることに応じた」(読売新聞、07年4月12日)。また安倍首相は「台湾独立は支持しない」ことを温家宝首相に言明した。こうした流れから見ると、3月末の最高裁判決は、温家宝訪日を成功させ、日中関係改善の地ならしのために捧げられた供え物であったかのような印象を否めない。

ところで、李登輝政権時代の91年の憲法修正以来、中華民国では、その統治権が及ぶ範囲は、台湾本島、澎湖諸島、金門島、馬祖島の「中華民国自由地区」に限定されているという立場をとっている。しかし1967年当時の中華民国政府は、実際の統治権が台湾、澎湖諸島、金門、馬祖島にしか及ばないにもかかわらず、中国大陸全土が中華民国の領土であるという立場をとり、中国全体の代表権を主張していた。そのことは、71年に国連における代表権が中華民国から中華人民共和国に代わっても、72年のニクソン米大統領訪中や日中国交正常化によっても変わることはなかった。

しかし、2000年に国民党の候補を破って就任した陳水扁総統(大統領)は、「台湾独立」を党是としてきた民進党の大統領である。そして同党は、今日の中華民国に居住している人々を台湾人であるとし、中国人ならぬ台湾人としてのアイデンティティを明確化しようとして「正名運動」を進めている。つまり、台湾の企業や団体から中国や中華という名称をなくして台湾に置き換えつつあり、今年2月には郵便局にあたる中華郵政を台湾郵政に改め、石油会社の中国石油が中油に名称変更した。つまり、台湾は中国とは別の存在であることを、言動を通して精一杯表明しているのが今日の陳水扁政権なのである。

いずれにしても、事実として中華民国が出費して所有してきた光華寮について中華民国に訴訟の当事者能力を認めないという最高裁判決に台湾が強く抗議することは当然であるが、現政権としては中華民国に中国代表権を認めないという最高裁判決の文言そのものについては強く抗議する立場にないことになる。今日の陳水扁政権が中国の代表権を主張することはないからである。うがった見方をすれば、最高裁は、温家宝訪日ばかりではなく、台湾側のこうした事情を視野に入れて今のタイミングで判決を出すことにしたともいえるのである。

◆日本版「台湾関係法」の必要性

ところで、最高裁が中華民国に訴訟の当事者能力を認めなかった事情として、日本においては台湾の法的地位を明示する法的根拠がないことが指摘できる。判決の中で、さまざまな歴史的経緯や、客観的事実を援用して中華民国の存在を示すことはできて

も、法文の中にはそれが示されていないのである。

双方ともに中国の代表権を主張していた当時の中華民国と中華人民共和国を前提とすると、日中国交正常化を実現するためには、台湾の中華民国との関係は断絶し、法的地位を一切認めないことが必然だったのだろうか。

しかし、71年以来のアメリカは、ピンポン外交からニクソン訪中まで日本の頭越しに対中関係を進めながら、国交正常化は79年1月1日まで実現させず、しかも、米中国交樹立に踵を接して79年4月に国内法で「台湾関係法」を成立させ、同法は1月1日に遡って効力を有するものとした事実がある。つまりアメリカは、米中国交樹立とともに中華民国とアメリカの外交関係が途絶しても、米台関係を無法状態にはしない手を打ったのである。

具体的には、台湾関係法第4条において、「台湾に関する米国法の適用は外交関係、承認が存在しないことにより影響を受けるものでなく、1979年1月1日以前に台湾に関して適用されていたと同様台湾に関し適用される」こととし、さらに「米国法の下で、台湾が、又は台湾に関して、これまで取得したかあるいは今後取得することのある権利及び義務は台湾に対する外交関係、承認が存在しないことにより、いかなる意味でも廃棄、侵害、修正、否定あるいは影響を受けるものではない」ことを定めたのである。

なお、ここでいう「台湾」は、15条により「台湾及び澎湖諸島、それら諸島の住民、それら諸島で適用されている法律に基づき設立されまた組織される法人及びその他の組織・団体、並びに1979年1月1日以前に中華民国政府として米国により承認されていた台湾の統治当局及びその後継当局を含む」と規定されている。

さて、日本にこれと同様の「台湾関係法」があれば、光華寮訴訟の最高裁判決が全く違ったものとなったであろうことは疑いない。しかし、日本は72年の日中国交正常化に際して、またそれ以後こうした法を制定しなかった。

ちなみに、現実の日本と台湾の関係を担当しているのは、日本の財団法人交流協会と台湾の亜東関係協会である。これらの機関は日中国交正常化にともなう日華断交の3ヵ月後、72年12月に設立された。そしていずれも民間機関とされているが、その相互の取決めによって「相手方に在留する自国民の身体、生命及び財産並びに相手方にある自国の法人及び相手方において設立した法人の財産及び権益が侵害されることなく十分な保護を与えられるよう、関係当局との折衝その他一切の必要な便宜を図る」ことになっている。つまり、自国民保護など、本来国家が担当する事項を、日台間では民間団体がとりもって実施することになっているのである。しかも、そのことは72年12月26日のこの民間取決めに定めているだけで、交流協会がこの業務に任ずることについて法的根拠はない。そしてこの日台間の無法状態はすでに35年間続いている。

それでも日本の司法は87年の大阪高裁判決まで、現実を目をむけて種々の論理を重

ねることで、常識の線から外れない判決を積み上げていた。ところが、今回の最高裁判決は、台湾に関する日本の無法状態という現実を白日の下に晒すこととなった。光華寮をめぐる最高裁判決は、台湾側弁護人が中華人民共和国の代理人とされてしまうほど、常軌を逸したものとなったが、このことは台湾をめぐる日本の法制が現状に合わず破綻していることを万民の前に示したともいえる。

今回の最高裁判決が判例として用いられるとすれば、今後とも司法を通じて、日本と台湾との関係が不当に毀損され、中国を無用に利することになりかねない。そうした危険を防止するためには、日本は、台湾に関わる問題の取り扱いの根拠となる法、つまり日本版「台湾関係法」を今からでも制定するべきなのではないか、ということが光華寮裁判の最高裁判決から学ぶべき教訓である。

[平成 19 (2007) 年 4 月 17 日記]

日本版台湾関係法の制定を急げ—中国の勢力拡大を防ぐ第一歩

日本李登輝友の会 常務理事 林 建 良

日本の台湾に対する姿勢は二通りある。一つは台湾をかつての同胞として情を持って接し、一つは中国の目線に合わせて接すると言うものだ。

したがって台湾を一つの独立した実体とみている国民が多くいるにもかかわらず、外交では中国に気兼ねして台湾との表の交流を避けてきた。

◆2つの神話に基づく日本の対台湾外交

日本はなぜ、かつて統治してきた台湾に対して冷淡な外交を行うのか。

その原因は戦後の日本の台湾に対する外交が、「2つの神話」に基づいて行われてきたからであろう。先ず 1972 年までは、台湾へ逃げ込んだ国民党政権を「中国を代表する唯一の合法政権」として承認していたこと。そして 1972 年以降は、共産党政権を「中国を代表する唯一の合法政権」として承認し、台湾を中国の一部と言い張る中国の主張を「理解し尊重」するとしたことである。

台湾の国民党政権が全中国を代表するというのは当然神話であるが、台湾を中国の一部とすることも同じく神話である。いずれも台湾人の存在を無視した外交姿勢だ。それでも日台間の関係が比較的円滑に保たれているのには 2つの要因が考えられる。それは台湾人の強い親日感情とアメリカの存在だ。台湾人の親日感情が日台関係にプラスに働くことは当然のこととしても、アメリカの存在が日台関係にどのように影響しているのだろうか。

そのキーポイントはアメリカの国内法である「台湾関係法」だ。

アメリカは、台湾関係法を制定して台湾を中国とは別個の存在にし、台湾に対する外交を行う法的根拠を与えている。台湾関係法には「同地域の平和と安定は、合衆国の政治、安全保障および経済的利益に合致し、国際的な関心事でもあることを宣言する」（第 2 条 B 項 2）と明文化するとともに、台湾有事の際にアメリカ政府がしかるべき行動をとるように義務付けている（第 3 条 C 項）。

台湾関係法によって台湾は実質的にアメリカの同盟国になり、日本とも間接的な同盟関係にある。こうしたアメリカの介在によって、日本の南西海域の安全が保障されており、日本もアメリカの台湾関係法の恩恵に与かっているのだ。しかしこの 2つの要素のいずれにしても、日本はイニシアチブをとっていない。日本のシーレーンを扼している台湾との関係維持を、日本はただ台湾人の親日感情やアメリカの台湾関係法

に依存するばかりである。

◆日本には台湾に対する外交政策が存在しない

日本には台湾に対する外交政策が存在していないのだ。確かに日本は台湾を中国の一部と言い張る中国の主張を承認してはいないが、この主張を「理解し尊重」とした日中共同声明に雁字搦めになっている。日本は対台湾事務を外務省の中国課に所属させ、中国の主張に追従している。

1972年以降、日台交流の窓口として日本は「交流協会」、台湾は「亜東関係協会」と、それぞれ「民間機関」を作った。この両機関は法的裏付けが全くないままに取り決めを交わし、人員、船舶、飛行機の出入国、在留、経済、投資等々国家主権に関する事項を14か条で規定したのだ。

かくして日台間の外交事務はこの2つの「民間機関」を通じて行わなければならなくなり、政府間の接触は日本外務省の内規によって禁止された。

国と国との間の煩雑な事項を一民間機関を通して交渉しなければいけないような外交は実質上の外交放棄でしかない。更に、台湾駐在の実質的責任者である交流協会総務部長は、例外なく外務省中国課からの出向であり、交流協会の任期満了後も対中国外交に携わるのだ。出世を狙う彼らは台湾との友好促進よりも、中国の機嫌を損なわないよう台湾との関係強化にブレーキをかけることが重要である。極端に言えば、いくら日本と台湾との関係を悪化させても、中国の逆鱗に触れることなく無事に任期を終わらせることが出来れば彼らの出世コースに傷がつくことはない。

◆台湾を見下ろす日本の外交官

そのようないびつな構造だから、日本の外交官は中国に卑屈な態度で接する一方、台湾にはぞんざいな態度で見下している。意識だけでなく構造的にも不平等である。例えば、「交流協会」は実質的外交機関だというのに、国からの予算編成もなく国会からの監督もない。対する台湾側の「台北駐日経済文化代表処」は国の予算で運営され、国会の監督も受けている。しかし、台湾の駐日外交官が日本の政府機関へ接触することは、日本側の内規により、禁じられているも同然である。一方、日本の駐台湾外交官は台湾の国家元首をはじめ、いかなる政府要員とも接触出来る。

対日外交を担当している友人は日本側と接触する度に屈辱的な思いをさせられると筆者にこぼしている。第一線の外交官の感じることはやがて国民にも伝わるであろう。国力によって外交上の不平等があるのは仕方がないにしても、日本の対台湾外交が台湾の親日感情を蝕む外交であることは指摘しておきたい。

◆法的根拠のない日台外交

外交は当然政府間のみでなく民間ベースの人的交流や経済交流も重要であろう。しかし、民間ベースですべて完遂出来るのならば外務省はいらないのだ。主権、協定、条約等々、国の保証を必要とする事項は多くある。善意は外交にとってプラスに働くが、善意にのみに頼る外交は必ず国を滅ぼすということが歴史の教訓である。

法的根拠のない日台外交の障害とは何か、一つの例を挙げてみよう。

「交流協会」も「台北駐日経済文化代表処」も民間機関に過ぎないが、両機関ともにビザの発行などの主権に関する認証を行っており、実質的に大使館の機能を持っている。このような歪んだ事態は本当に将来も持続可能なのだろうか。

実際、1983年に中国が台湾と日本のビザ発行について抗議した。当時の中国の国力は今ほどではなく、どちらかと言えば日本の方が国際的に存在感のあった時代であった為にこのことは結局うやむやになり事なきを得た。

◆法的根拠を与えるアメリカの台湾関係法

同じく台湾と外交関係を持たないアメリカはどのように台湾に対処しているのだろうか。アメリカは1979年に台湾の中華民国政権と断交後、時間をおかずに国内法である台湾関係法を制定した。

なぜ国際法ではなく国内法なのか。筆者は1999年にハワイで開催した世界台湾同郷会の会議において、アメリカが台湾に関する法律を設定することは台湾に対する内政干渉にならないか、という質問をリチャード・ブッシュ米国台湾関係協会理事長にぶつけてみた。

彼は、台湾と断交したからといって、台湾は中国の一部になったわけでもなければ、消えたわけでもなく、アメリカにとって台湾は重要な存在であることには変わりがない。だから国交のない台湾にどう対処していくのかの法的根拠が必要だ。これはアメリカの国益の観点から制定した法律であり、アメリカ国民に対する義務を持つ国内法になるのだと答えた。これは日本にも通じる道理であろう。

アメリカの台湾関係法は全18条で構成されており、主な目的は台湾との接触に法的根拠を与えることだ。

その主な柱は4つある。台湾の平和と安定がアメリカの国益に合致することの明文化（第2条B項）。台湾との関係を中断することなく1979年以前に締結した条約にそのまま効力を持たせる（第4条）。台湾への防衛性武器供与と台湾の安全を守ることの義務付け（第3条）。台湾に関する事務を議会の監督下で行うこと（第14条）。

このようにアメリカの対台湾政策は、国益に基づいて立法されており、議会の監督の下で行われている。

◆日本の安全に直結する日本版台湾関係法

日本には台湾との外交を遂行するために法的根拠が不可欠で、日本版台湾関係法の制定が急務であるとの識者の声もある。実際に 2005 年、平成国際大学の浅野和生教授が「日台関係基本法」の試案を発表した。法的根拠のない外交の難しさを体感していた当時の許世楷駐日台湾代表はこの試みを高く評価している。浅野氏の試案はあくまでも現在行っている日台間の外交業務の法案化に過ぎないが、現存の民間ベースの取り決めを法案化することにこそ重大な意義があるのだ。

日本版台湾関係法の制定が必ず中国の強い抗議にあうことは簡単に予想が出来る。日本に有益なことであれば、いつでも中国は必ず反対するのだ。靖国問題であろうと憲法改正問題であろうと中国は常に異議を唱え、その都度日本は萎縮して国益に反する方向に引っ張られる。

だが、中国が強大になったからこそ、日本版台湾関係法の必要性が更に高まる。中国の台湾併合の野心が日に日に高まっており、台湾が中国のブラックホールから抜け出すことも以前より困難になっている。このままでは台湾が中国の一部になるのははや時間の問題だ。そうなると中国の潜水艦が自由に台湾の東海岸から太平洋を通過して日本の裏庭に進出し、日本国の命運も完全に中国に扼される。

こうした事態を防ぐ第一歩が、台湾と一国レベルで連携出来るようにする法的整備であることは言うまでもない。日本の台湾関係法制定は台湾人にとっても絶大な励ましにもなり、台湾は歓迎している。勿論それが出来るかどうかはひとえに日本人の覚悟にかかっているのだ。

[月刊「明日への選択」平成 24 (2012) 年 5 月号「一刀論断」欄]

日本李登輝友の会「2013 政策提言」

平成 25 (2013) 年 3 月 24 日 第 1 刷発行

著 者：日本李登輝友の会「日米台の安全保障等に関する研究会」

発 行：日本李登輝友の会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-36-9 西ビル 2 A

TEL : 03-3868-2111 FAX : 03-3868-2101

E-mail : info@ritouki.jp HP : <http://www.ritouki.jp/>

©Friends of Lee Teng-Hui Association in Japan 2013, Printed in Japan
